

導入促進基本計画

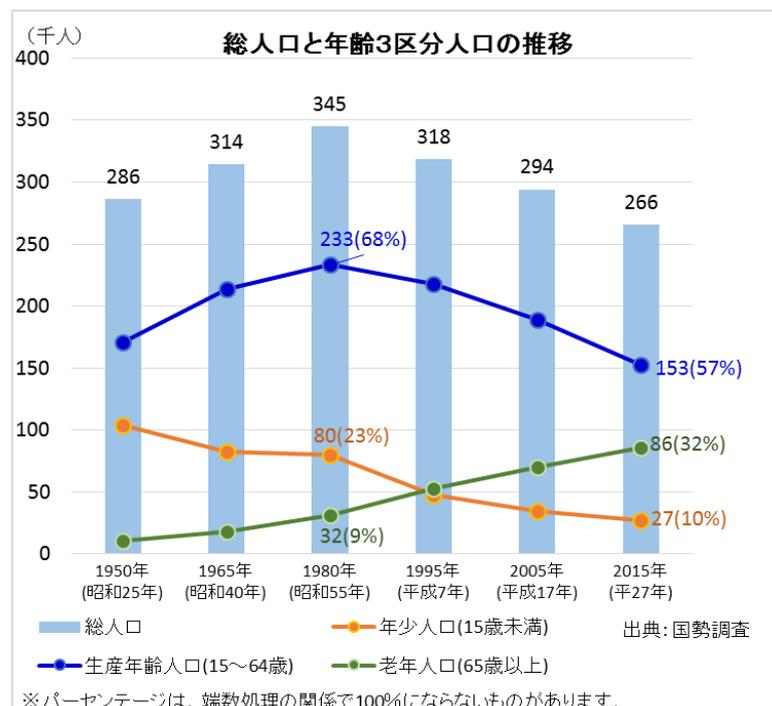
1 先端設備等の導入の促進の目標

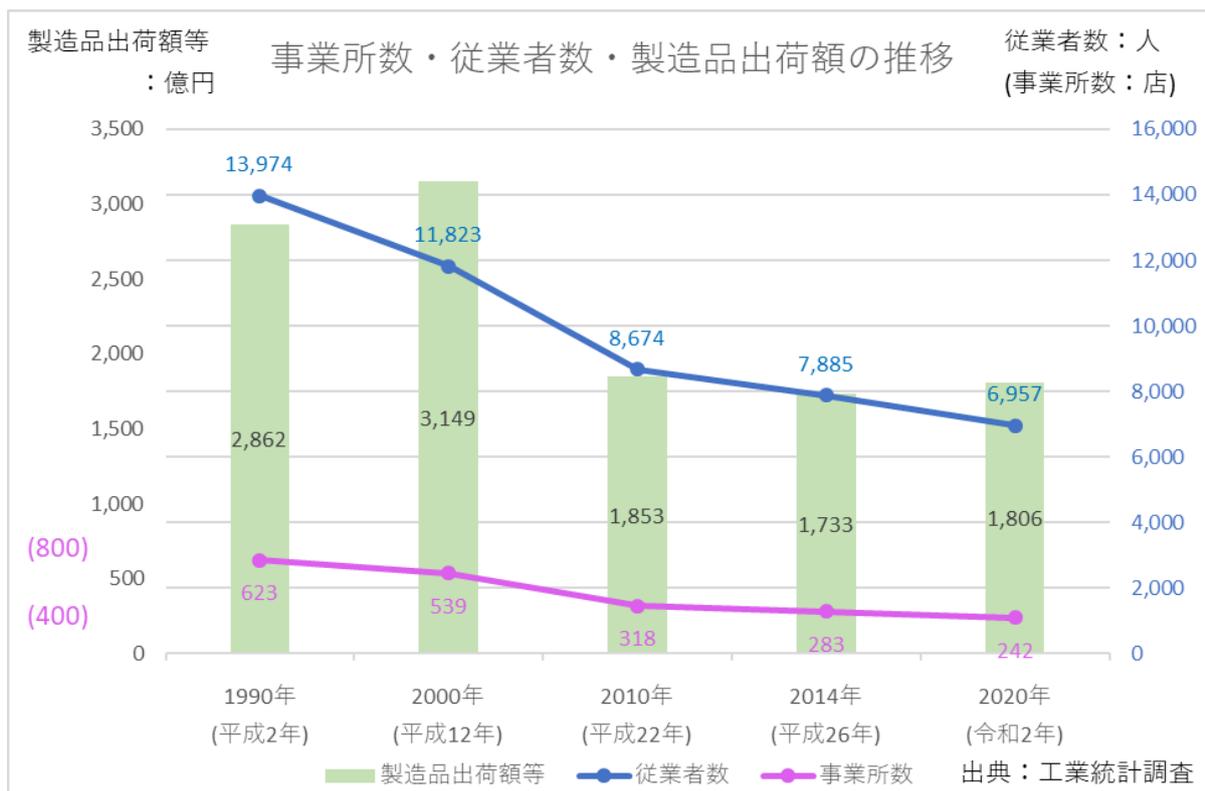
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

函館市は、北海道の南西に位置し、北国としては比較的温暖な気候風土と自然の豊かさを持ち、南北海道の文化・経済の中心として発展してきた。

また、古くより地域の物流を担う港湾を有してきたことから、水産・海洋関連産業を中心に発展し、水産加工などの食料品製造業をはじめ、造船業や機械金属に関連した製造業が集積されてきたほか、日本初の国際貿易港として開港したという歴史的背景により形成された異国情緒豊かな町並み等、多くの観光資源を持ち、観光産業が地域の大きな基幹産業の一つとなっている。

人口は昭和55年をピークに減少し、とりわけ、年齢3区分における人口は昭和55年以降、15歳から64歳の生産年齢人口および15歳未満の年少人口がともに減少を続けるなど高齢化が進展し、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、実際に直近の20年間の事業所数および従業員数はともに減少傾向にあるなど、このまま現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、平成30年度からは、独自の取り組みとして、市内事業者に対してIT活用による生産性向上支援事業を新設し、専門家派遣やIT設備の導入補助を実施しているが、引き続き、市内中小企業の実態の抜本的な向上により、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。





(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、道内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、道南地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

函館市の産業は、農林水産業、建設業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業と多岐に渡り、多様な業種が函館市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

函館市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、函館市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

函館市の産業は、農林水産業、製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業と多岐に渡り、多様な業種が函館市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。